

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																												
仙台ヘアメイク専門学校	平成11年3月26日	守末 なみ	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-4-8 (電話) 022-722-5780																												
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																												
仙台ヘアメイク専門学校	平成11年1月27日	守末 紀生	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-4-8 (電話) 022-722-5780																												
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																											
衛生	衛生専門課程	美容本科ワーキングコース	平成13年文部科学省告示第24号																												
学科の目的	1 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、美容の基礎的な知識及びファッション性の高い技術力並びに一般教養を培い、実践力のある美容師を養成するとともに、美容を通して社会に貢献する人材の育成を図ることを目的とする。 2 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、ビューティービジネス分野の基礎的な知識と技術を習得するとともに、ビジネスを通じて社会に貢献できる教養と実践力のある人材の育成を図ることを目的とする。																														
認定年月日	平成30年2月27日																														
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																								
2年	昼間	2010時間	510時間	0	1,500時間	0	0																								
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																										
80人	64人	0人	18人	8人	26人																										
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日		成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 学則第8条(抜粋):学年末考査、各学期の試験・実習の成果、履修状況の総合評価。																											
長期休み	■学年始:4月1日～4月7日		卒業・進級条件	学則第17条(抜粋) 履修すべき教科の ①出席時数が法定時数以上であること ②学年末評点が60点以上であること ③学納金に滞納がないこと																											
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 ①担任によるカウンセリング ②担任・学年主任によるカウンセリング ③担任・学年主任・校長によるカウンセリング		課外活動	■課外活動の種類 特になし ■サークル活動: 有																											
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(令和1年度卒業生) 美容所・美容関連事業所 ■就職指導内容 個別相談(担任と学生本人との二者面談、担任と学生本人及び保護者による三者面談、進路指導主任と学生本人の面談) ■卒業生数 20 人 ■就職希望者数 20 人 ■就職者数 20 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100.0 % ■その他 ・進学者数: 0人 (令和1年度卒業者に関する 令和2年5月1日 時点の情報)		主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和1年度卒業者に関する令和2年5月1日時点の情報) <table border="1"><thead><tr><th>資格・検定名</th><th>種別</th><th>受験者数</th><th>合格者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>美容師 国家試験</td><td>②</td><td>20人</td><td>16人</td></tr><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></tbody></table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	美容師 国家試験	②	20人	16人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																												
美容師 国家試験	②	20人	16人																												
0	0	0	0																												
0	0	0	0																												
0	0	0	0																												
0	0	0	0																												
中途退学の現状	■中途退学者 7名 平成31年4月1日時点において、在学者62名(平成31年4月1日入学者を含む) 令和2年3月31日時点において、在学者55名(令和2年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更、学校生活への不適合、出産 ■中退防止・中退者支援のための取組 ①入学前の情報提供:HP、学校案内パンフレット、進学ガイダンス、オープンキャンパス等での具体的な学校生活を案内 ②遅刻・欠席時の担任による事由確認 ③担任と学生本人との二者面談 ④担任と学生本人及び保護者による三者面談 ⑤ ④に学年主任・校長を加え面談 ※③～⑤面談中に転科(ワーキングコース、通信課程の説明)		■中退率 11.3%																												
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 無 ※有の場合、制度内容を記入 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象:6名 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																														
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																														
当該学科のホームページURL	https://www.shm.ac.jp/jouhou/																														

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

グループ企業である株式会社紀生は、宮城県内外に12店舗の美容室を展開している。同社に勤務し、美容業の最前線で活躍する美容師の中には本校の卒業生も多数存在する。同社と連携することにより、創業以来46年にわたり蓄積した知見を、本校学生の知識・技術と実践力及び、社会人としての資質習得と向上のため活用させていただく。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

- i) 教育課程編成委員会は、学則に規定する教科課程に関する事項を審議する。
- ii) 本委員会は校長が招集し、定例の会議を年2回開催する。ただし、必要がある場合には、臨時の会議を開催することができる。
- iii) 本委員会は、校内役職者3名と企業等の役職員等3名以上から構成する。
- iv) 本委員会の議決事項は、以下の手続きを経て学則改訂に反映される。
 - ① 議長による議事録作成 ② 議長より校長への議事録答申 ③ 校長より議事録に関する校内教務部に対する諮問
 - ④ 校内教務部より校長に対する答申 ⑤ 校長より理事会・評議員会への学則変更(案)の提案
 - ⑥ 理事会・評議員会の学則変更(案)の承認 ⑦ 校長による監督官庁に対する学則変更届等の提出

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和2年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
本多義久	一般社団法人 ユナイテッド・ダンス・インターナショナル	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
五日市修二	株式会社IBS	〃	③
島田耕平	職業訓練法人	〃	②
内藤陽子	株式会社紀生	〃	③

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ① 業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ② 学会や学術機関等の有識者
- ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年1回(7月)

(開催日時(実績))

第1回 令和1(2019)年8月2日 13:15～15:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

令和3(2021)年度総合コース入学生カリキュラム改訂(学則変更)に係る審議。選択課目の改変(まつ毛エクステンション・エステティック・ネイル・カット・アップスタイルから2課目選択方式から、エステティック・ネイル・着付け・アップスタイルをローテーションで学ぶ課目と1課目を選択する課目としたい)。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

仙台ヘアメイク専門学校(以下「学校」)は、美容師の社会的・経済的地位の向上を図り、美容業界の健全なる発展と、良質で衛生的なサービスを利用者に提供することで人々の豊かな社会生活に貢献することを目的として、企業と連携し、業界に求められている質の高い即戦力となる人材育成を行う。本校の教育理念である、「創造性の涵養、企業から必要とされる実践力の養成、知識と技術及び教養の修得、感謝と思いやりのある人格の形成」に賛同する企業と連携し授業を実施する。

これを、学校法人守末学園(以下「甲」)と株式会社紀生(以下「乙」)は、甲が運営する学校の教育活動を乙が支援する目的をもって覚書を取り交わす。乙は、甲から事項(2)に関し支援を要請された場合、受諾する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

校舎建物内の美容所において、連携企業従業員美容師と本校教員(美容師免許保持者)が、同社との協議に基づき、来所する一般顧客に対する接客及び施術に関する指導・監督し、その習得を図る。

- ① 甲の授業を担当する講師派遣 ② 乙の管理する施設・設備及び備品等物品類の甲の実習授業による利用
- ③ 職業実践専門課程
 - i 対象課程・学科・コース: 昼間課程・美容本科・総合コース
 - ii 対象課目: 美容実習(実務実習)
 - iii 対象期間・学年・授業時数: 総合コース
 - 前期2学年対象4月1日～9月30日60時間(美容師養成施設指定規則準拠時数)
 - 後期1学年対象10月1日～3月31日60時間(美容師養成施設指定規則準拠時数)
 - iv 授業内容: A美容所において必要とされる基本となるスキルの習得
 - ア) 美容師法に定める美容師及び美容所に対する衛生措置義務履行の実践(清潔保持・消毒・整理整頓等)
 - イ) 施術実践(パーマ・ウェーブ、結髪、化粧、カラーリング、カット等基本技術の習得)
 - ウ) 接客実践(接客用語習得、電話応対(予約確認等)、来客応接(レセプション・誘導・リクエスト対応等))
 - B 社会人としての資質習得を図る
 - ア) 接客・施術を補助させ、「ホスピタリティ」提供の実際を学ばせる。
 - イ) サービス提供業務をとおして、仕事に対する責任感を学ばせる。
 - ウ) 業務をとおして、職業人として必要とされる姿勢(返事・挨拶・後始末・身だしなみ等)を学ばせる。

④ 上記以外に係る項目

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
美容実習(実務実習)	<p>実務実習(サロンワーク)。</p> <p>施術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャンプー・トリートメント・ブロー仕上げ・ヘアカラーリング ・アイロン技術・カット・パーマ・ヘッドスパ・縮毛矯正・まつ毛エクステンション・メイクアップ・薬液調合・管理・清潔保持業務 <p>接客サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話対応・レセプション・予約・会計・カウンセリング ・誘導・顧客データ管理 	株式会社紀生

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

本校は、以下に示す学校法人守末学園仙台ヘアメイク専門学校就業規則第34条教育訓練と、これの運用について定めた仙台ヘアメイク専門学校研修実施規定に基づき、教職員の研修等を実施する。

就業規則第8章 教育訓練 第34条 教育訓練

1. 教職員は、常に時代の変化に対応した新しい教育科目の開発と、自己の能力向上を目指して自己研修に努めなければなりません。
2. 学校は、仕事に必要な知識や技能を高めるための教育訓練を実施、又は訓練の場に派遣します。
3. 教職員は、正当な理由がない限り、教育訓練への出席を断ることはできません。
4. 教育研修については、教職員として必要な資格、及びスキルアップのためのものは、原則として本人負担としますが、学校が命令したものに限り研修費及び旅費を支給します。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「カット創作スタイル」(連携企業等:株式会社紀生)

期間:令和元年8月20日～令和2年2月20日(全7回)対象:美容実習・美容技術理論教科担当者11名

② 指導力の修得・向上のための研修等

令和元年度美容師養成施設における教科課目「美容技術理論・美容実習」担当教員資格認定研修会

主催:公益社団法人日本理容美容教育センター、期日:令和元年7月25日～8月9日(12日間)

場所:東京都渋谷区代々木

対象者:主催者が指定する受講資格を満たす者1名、該当教員の資格取得を目的とする
資格取得後は、当該授業担当者となり、学生指導に有効。

令和元年度美容師養成施設指導者養成研修会「まつ毛エクステンション」

主催:公益社団法人日本理容美容教育センター、期日:令和2年2月17日～3月13日(10日間)

場所:東京都渋谷区代々木

対象者:主催者が指定する受講資格を満たす者1名、該当教員の資格取得を目的とする
資格取得後は、当該授業担当者となり、学生指導に有効。

令和元年度東北地区理容美容学校教職員研修会

主催:東北地区理容美容学校連絡協議会、期日:令和元年9月29日～9月30日(2日間)

場所:福島県郡山市、対象者:美容師養成施設教職員6名

教職員の資質向上と理容美容教育の充実を図ることを目的とする

実技研修は、当該授業に反映させる。講義研修は、学生指導(授業以外)に反映させる。

令和元年度研修会

主催:宮城県理容師美容師養成施設教職員研修協議会、期日:令和元年12月3日(1日間)

場所:宮城県仙台市、対象者:美容師養成施設教職員15名

教職員の資質向上と理容美容教育の充実を図ることを目的とする

講演「感情理解とペップトークでやる気を引き出す」第一印象研究所代表 杉浦永子 氏

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「カット創作スタイル」(連携企業等:株式会社紀生)

期間:令和2年8月18日～令和3年2月25日(全7回)対象:美容実習・美容技術理論教科担当者12名

内容:ヘアスタイル造型の理論と技術を習得

② 指導力の修得・向上のための研修等

令和2年度美容師養成施設における教科課目「未定」担当教員資格認定研修会

主催:公益社団法人日本理容美容教育センター、期日:令和2年度中
場所:東京都渋谷区代々木
対象者:主催者が指定する受講資格を満たす者1名、該当教員の資格取得を目的とする
資格取得後は、当該授業を担当。

令和2年度東北地区理容美容学校教職員研修会

主催:東北地区理容美容学校連絡協議会、期日:令和2年9月(2日間)
場所:福島県郡山市、対象者:美容師養成施設教職員12名
教職員の資質向上と理容美容教育の充実を図ることを目的とする
実技研修は、該当授業に反映させる。講義研修は、学生指導(授業以外)に反映させる。

令和2年度研修会

主催:宮城県理容師美容師養成施設教職員研修協議会、期日:令和2年12月(1日間)
場所:宮城県仙台市、対象者:美容師養成施設教職員14名
教職員の資質向上と理容美容教育の充実を図ることを目的とする
内容 未定

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

職業実践専門課程の指定を受けることを通して、より良い学校運営を実施することを目指し学校評価に取り組む。
学校自己評価を基に、学校関係者評価を学校関係者評価委員会に諮り、意見等を徴集し、教育の質の向上にこの評価の結果を反映させる。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)学修成果
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の受入れ募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

(1) 各活動計画の立案・実行に際し、第三者的視点を意識している。(2) 卒業生の組織化について具体化への提言を受け、計画立案へ動き出した。(3) 可能な範囲で学生支援を行う方向性を確認した。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和2年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
扇 功	藤倉設備工業株式会社	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委員
石山 敬貴	東北大学大学院農学研究科助教	〃	教育に関し知見を有する者
守末 佳奈	株式会社紀生	〃	企業等委員
金原 仁	株式会社ビューティソフト開発	〃	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)

URL:<https://www.shm.ac.jp/iouhou/>

公表時期: 令和2年7月31日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校が行う活動全般について、企業等の関係者及び進学を考えている高校生等とその指導者や保護者、在校生と保護者等が理解を深めるとともに、関連企業等の関係者との連携及び協力を資するため、「4. (1)学校関係者評価の基本方針」に基づき、自己評価及び学校関係者評価は、評価を行うために供せられる私立学校実態調査、財務諸表、学生募集に係る出版物等の資料とともに、個人情報保護に関する法律等に抵触しない範囲で、評価結果と改善の取組をホームページに掲載し社会へ公表する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校概要
(2)各学科等の教育	(2)各学科等の教育
(3)教職員	(3)教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(4)キャリア教育・実践的職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	(5)様々な教育活動・教育環境
(6)学生の生活支援	(6)学生の生活支援
(7)学生納付金・修学支援	(7)学生納付金・修学支援
(8)学校の財務	(8)学校の財務
(9)学校評価	(9)学校評価
(10)国際連携の状況	0
(11)その他	0

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ)

URL:<https://www.shm.ac.jp/iouhou/>

授業科目等の概要

(衛生専門課程美容本科・ワーキングコース) 令和2年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・ 学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
○			関係法規・制度	衛生行政、美容師法、その他の関係法規。	1・ 2・ 後	30		○			○	○			
○			衛生管理	公衆衛生、感染症、環境衛生、衛生管理技術。	1 後・ 2通	90		○			○	○			
○			保健	人体の構造及び機能、皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能、皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生、皮膚及び皮膚付属器官の疾患。	1・ 2通	90		○			○	○			
○			香粧品化学	香粧品化学、物質の相変化、溶液、酸アルカリ、酸化還元反応等の基本原理、化学薬品の取扱、溶液の調整法等、香粧品に関する理解。	2・ 通	60		○		△	○			○	
○			文化論	美容文化史、国内外のファッションの変遷、流行と美容業への係り。	1・ 2・ 通	60		○			○	○	△		
○			美容技術理論	美容器具の取扱い、基礎技術、頭部技術、和装技術。	1・ 2通	150		○		△	○		○		
○			運営管理	接客、経営戦略・マーケティング、経営管理、労務管理、健康管理	1・ 2・ 後	30		○			○		○		
○			美容実習	美容器具の取扱い、基礎技術、頭部技術、和装技術、総合実習。(内1・2年各24時間実務実習)	1・ 2通	900				○	○		○	△	○
	○		美容基礎技術	美容実習で学ぶ基礎的な施術を実践的に学ぶ。危害防止のための使用上の注意を学ぶ。	1・ 通	150				○	○		○		
	○		美容総合技術	美容実習及び美容基礎技術で学ぶ基礎的な施術に加え、高度な施術を学ぶ。危害防止のための使用上の注意を学ぶ。	1 通・ 2前	450				○	○		○		
合計					10科目		2,010単位時間(単位)								

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
履修すべき教科の出席時数が法定時数以上であって、学年末評点が「60点」(評価2)以上。選択必修とは、美容師養成施設指定規則に定める、養成施設が選択し学生に履修させる教科課目をいい、本校の場合学生は必修。	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	22週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。